第１号様式（認可外保育施設立入調査通知書）

番　　　　　号

年　　月　　日

　（認可外保育施設設置者）　殿

青森県健康福祉部長

認可外保育施設立入調査通知書

　このことについて、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

１　期　　日　　　　　年　　月　　日（　　）　　　時（　　分）から

２　派遣職員　　　　（職名、氏名）

第２号様式（認可外保育施設立入調査変更通知書）

番　　　　　号

年　　月　　日

　（認可外保育施設設置者）　殿

青森県健康福祉部長

認可外保育施設立入調査変更通知書

　　　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で通知した認可外保育施設立入調査の実施について、下記のとおり変更したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 変更後 | 変更前 |
|  |  |

第３号様式１（認可外保育施設調査指導結果通知書）

番　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　（認可外保育施設設置者）　殿

青森県健康福祉部長

認可外保育施設調査指導結果通知書

　あなたが設置している（認可外保育施設名）について、　　年　　月　　日に立入（書面）調査を実施したところ、別紙のとおり改善を要する事項が認められましたので、通知します。速やかに是正改善の措置を採られるとともに、「要報告」と表示された事項については、別添の認可外保育施設調査指導是正改善報告書により、　　年　　月　　日までに報告してください。

第３号様式２（認可外保育施設調査指導結果通知書）

認可外保育施設調査指導改善事項一覧表

施設名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施状況及び問題点 | 指導事項(是正改善事項) | 報告区分 |
|  |  |  |

第４号様式（認可外保育施設改善勧告書）

番　　　　　号

年　　月　　日

施設設置者、管理者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県健康福祉部長

改　善　勧　告

　　貴殿の設置（管理）する（施設名）の運営状況について、　　　　年　　月　　日に立入調査を実施したところですが、下記の事項については、児童の福祉の観点から改善を要するものと認められますので、貴殿（貴社、貴団体等）に対し、　　　　年　　月　　日までに改善が図られるよう児童福祉法第５９条第３項の規定に基づき勧告します。

なお、改善の状況等について、同日までに文書で当職まで御回答ください。

おって、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づき、その旨広報等を通じて公表するとともに、事業停止命令や施設閉鎖命令の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

記

　改善すべき事項

　　　１

　　　２

第５号様式１（認可外保育施設調査指導改善報告書）

番　　　　　号

年　　月　　日

青森県健康福祉部長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（認可外保育施設設置者名）

住　所

施設名

認可外保育施設調査指導是正改善報告書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で通知を受けたこのことについて、別紙のとおり是正改善報告書を提出します。

第５号様式２（認可外保育施設調査指導是正改善報告書）

認可外保育施設調査指導是正改善報告書

施設名

|  |  |
| --- | --- |
| 指導事項 | 是正改善状況の内容及び実施時期等 |
|  |  |

第６号様式（認可外保育施設事業停止命令又は施設閉鎖命令書）

番　　　　　号

年　　月　　日

施設設置者、管理者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県健康福祉部長

　貴殿（貴社、貴団体等）に対し、貴殿の設置（管理）する（施設名）について、児童福祉法第５９条第５項に基づき、（・・日間の事業停止）（・・・が改善されるまでの間その事業の停止）（施設の閉鎖）を命じる。

　この命令に違反した場合は、児童福祉法第６１条の４の規定により、６月以下の懲役若しくは禁錮又は５０万円以下の罰金に処することとされている。

　なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して３月以内に青森県知事に対して審査請求を行うことができる。

第７号様式（弁明の機会の付与）

番　　　　　号

年　　月　　日

施設設置者、管理者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県健康福祉部長

　貴殿の設置（管理）する（施設名）については、　　　　年　　月　　日付けで改善勧告を発したにもかかわらず改善された事実がありません。

　ついては、行政手続法に基づき、貴殿（貴社、貴団体等）に対し、弁明の機会を付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を　　　月　　　日までに当職あて提出されたい。

記

　１　予定されている不利益処分

　　　（施設名）の事業停止命令又は施設閉鎖命令

　　　根拠条文：児童福祉法第５９条第５項

　２　不利益処分の原因となる事実

　　（１）

　　（２）

　３　弁明書の提出先

　　　青森県健康福祉部こどもみらい課

　４　提出期限

　　　　　　　年　　月　　日まで